

物 件 調 書

| | | | | | |
|--|---|-----------------------------|-------------------------------------|---------|--------------|
| 物 件 番 号 | 1 0 | | | 権 利 | 所 有 権 |
| 所 在 地 | 千葉県銚子市本城町一丁目2番12 | | | 地 目 | 宅地 |
| 住 居 表 示 | | | | 形 状 | 明細図のとおり |
| 面 積 | (実測面積) | 134.58㎡ | (登記地積) | 134.58㎡ | |
| 接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造 | 北側で幅員約11.9mの臨港道路（建築基準法第42条1項3号の千葉県銚子漁港事務所管理道路）、東側で幅員約4.0mの舗装市道（有効幅員4m以上の部分は建築基準法第42条第1項第1号道路）に接面している。 | | | | |
| 都 市 計 画 法 ・ 建 築 基 準 法 に 基 づ く 制 限 | 区 域 区 分 | 非線引都市計画区域 | 用 途 地 域 | 工業地域 | |
| | 建 ぺ い 率 | 60% | 容 積 率 | 200% | |
| | そ の 他 の 制 限 | 準防火地域、道路斜線、隣地斜線 | | | |
| 所 有 権 を 制 限 す る 権 利 設 定 | なし | | | | |
| 私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項 | 私道負担の有無 | 無 | 負 担 の 内 容 | | |
| | 道路後退の有無 | 無 | 負 担 の 内 容 | | |
| 供 給 施 設 の 整 備 状 況 | 供給施設 | | 事業所名 | | 電話番号 |
| | 電 気 | 可 | 東京電力エナジーパートナー（株） カスタマーセンター（千葉第一） | | 0120-99-5551 |
| | 上 水 道 | 可 | 銚子市水道料金センター | | 0479-30-3131 |
| | 下 水 道 | 可 | 銚子市 水道局下水道室 | | 0479-22-8825 |
| | ガ ス | 不可 | LPガス | | |
| 交 通 機 関 (現地まで) | 鉄 道 | JR 総武本線 銚子駅 北西方約1.4km徒歩約18分 | | | |
| | バ ス | | | | |
| 公 共 施 設 (現地から) | 市 役 所 | 銚子市役所 | 東方 約1.2 km | | |
| | 小 学 校 | 銚子市立本城小学校 | 南方 約0.4 km | | |
| | 中 学 校 | 銚子市立銚子西中学校 | 西方 約1.5 km | | |
| ◎ 参 考 事 項 （物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項） | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、実測面積による売買である。 ・本地は西側隣接地（2-36）より最大約0.4m高く、西側隣接地（2-33）より約0.2m低くなっている。 ・本地は、北側道路より最大約0.2m低くなっている。 ・本地内はおおむね平坦で、草地となっており、一部コンクリート敷の箇所がある。 ・本地内は、西、東、南側外周に高さ約0.2m～0.4mのコンクリートブロック土留めを設け | | | | | |

ている。

- 本地内には、切株が6本ある。
- 本地の北側道路には側溝、東京電力（株）所有の電柱1本が設置されている。
- 本地の南西側（隣接地2-36）では建物の底の一部が本地内に越境している。このことについては、隣接地権者と越境の覚書を締結済である。
- 本地の西側（隣接地2-36）では樹木の枝葉が本地内に越境している。
- 本地内の東側にあるコンクリートブロック土留めの一部が隣接地へ越境している。
- 本地を借受けた者が鳥居等の工作物を設置していたが、借受け者によって工作物等は土留めとなっている塀等の一部を除き解体撤去済みである。なお建築当時及び解体工事の図面等所在は不明なため、地下埋設物の一部が地中に残置されている可能性がある。
- 本地の北側道路には上水道、東側道路には下水道の配管がされており、本地内への引き込みは可能である。
- 本地は、都市ガス及び雨水管が未整備である。
- 本地は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定に含まれている。詳細については、千葉県県土整備部県土整備政策課政策室（TEL043-223-3378）へ確認すること。
- 本地は、水防法に基づく洪水浸水想定区域となっている。詳細については、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所防災対策課（TEL0478-52-6365）へ確認すること。
- 本地内で放射線量の測定等の放射性物質に関する調査は実施していない。
- 本地において土壌汚染調査は実施していない。
- 本物件は、上記のとおり工作物等が存在するが、本調書記載の有無にかかわらず、全て現状有姿による引渡とする。
- 図面その他記載事項と現況が異なる場合は現況を優先する。
- 土地の開発等（建築を含む。）に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法、各法令及び各地方公共団体の条例等により、規制、指導がなされる場合があるので、詳細は各関係機関へ確認すること。